

平成 17 年度  
秋田県包括外部監査報告書

秋田県包括外部監査人

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 目 次

第 1	監査の概要	3
1	監査の種類	3
2	監査の対象	3
3	監査の対象年度	3
4	選定した理由	3
5	監査の方法	4
6	監査従事者	4
7	監査実施期間	4
8	外部監査人の独立性（利害関係）	4
第 2	監査対象の概要	5
1	監査対象の概要	5
2	職種別平均給与月額	6
3	手当・特殊勤務手当の支給額	7
( 1 )	支給額	7
( 2 )	監査結果及び意見に記載のない手当の概要	9
第 3	監査結果及び意見	16
1	住居手当	16
2	勤勉手当	17
3	寒冷地手当	19
4	特地勤務手当等及びへき地手当等	20
5	時間外勤務手当	22
6	管理職手当	24
7	特殊勤務手当	27
( 1 )	県税業務手当	27
( 2 )	知的障害児等指導補助業務手当等の支給額が僅少な手当	28
( 3 )	放射線取扱手当	30
( 4 )	職業訓練手当	31
( 5 )	特殊現場作業手当	32
( 6 )	病虫害防除手当	34
( 7 )	用地交渉等手当	35
( 8 )	ダム管理・建設業務手当	37
( 9 )	講師手当	38
( 10 )	警察職員手当	39
	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕若しくは護送等の作業	39
	電話交換作業	40

	留置管理作業.....	40
	道路において行う運転免許技能試験作業.....	41
	術科指導作業.....	41
8	農林漁業普及指導手当.....	42
9	教職調整額.....	43
10	定時制通信教育手当.....	44
11	産業教育手当.....	45
12	義務教育等教員特別手当.....	47
13	企業業務手当.....	48
14	諸手当の改定について.....	49

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日 法律第67号。以下、「法」という。)第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

### 2 監査の対象

監査の対象は、秋田県職員の諸手当についてである。

### 3 監査の対象年度

平成16年度(平成16年4月1日から平成17年3月31日)を監査の対象年度とし、必要な範囲で過年度にさかのぼった。

### 4 選定した理由

秋田県の人件費は、普通会計の約25%を占める重要な項目である。中でも、職員の諸手当については、民間企業が人件費をはじめ、徹底的なコスト削減を図っている中で、民間企業に比べて手厚いとの批判が多いこと、また、近年、他の自治体においても、諸手当について積極的な改革がなされており、秋田県においてもこれを見直すことが県民にとって大きな関心事であると考えられることにより、監査の対象として選定した。

## 5 監査の方法

### (1) 監査の視点

秋田県職員に対して支給されている手当が、

法第 2 条第 14 項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか

法第 2 条第 15 項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか

関係法令に基づき適正に行われているか

等に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

### (2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

関係資料及び関係帳簿の閲覧

関係者からの状況聴取

その他必要と認められた監査手続

## 6 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 大坪 秀憲

包括外部監査人補助者

公認会計士 萩野 真司

会計士補 武村 展英

## 7 監査実施期間

平成 17 年 7 月 25 日から平成 17 年 12 月 7 日まで

## 8 外部監査人の独立性（利害関係）

秋田県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

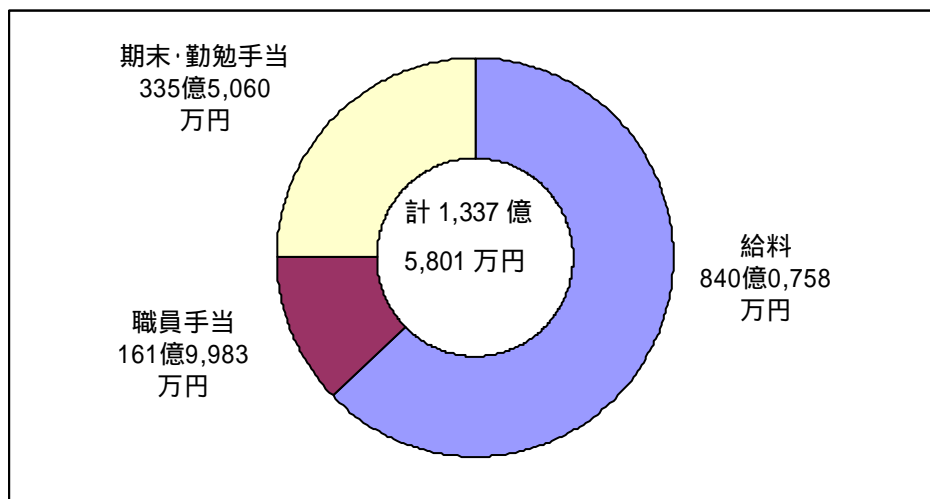
## 第2 監査対象の概要

### 1 監査対象の概要

秋田県の職員には、給料表に定められた「給料」に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を加えた「給与」が支給されている。下の図は、平成16年度予算の中で、給与に占める職員手当の額を示している。

下のように、予算ベースでは、給与総額1,337億5,801万円のうち、職員手当(期末・勤勉手当を除く。)は161億9,983万円であり、約12%を占めている。

図 職員給与費の内訳(平成16年度一般会計予算)



(注) 職員手当には退職手当を含まない。

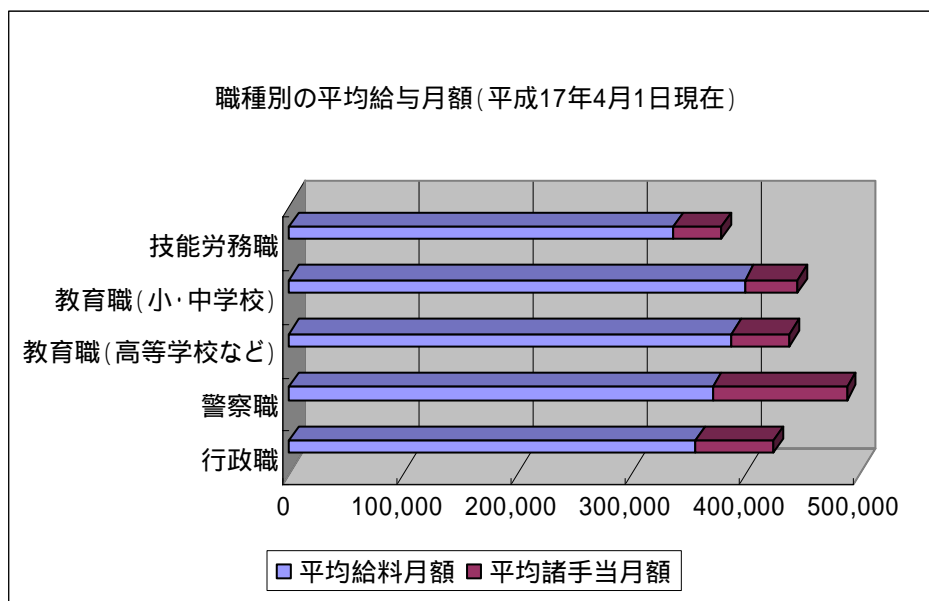
## 2 職種別平均給与月額

職種別に給与月額を見ると、下の表のとおりである。職員手当については、職種により、技能労務職の約 4 万円から警察職の約 12 万円まで、支給に開きがある。

表 職種別の平均給与月額と平均年齢(平成 17 年 4 月 1 日現在)

職種	平均給料月額	職員手当	平均給与額	平均年齢
一般行政職	355,599 円	64,458 円	424,057 円	42 歳 6 月
警察職	370,727 円	117,579 円	488,306 円	42 歳 5 月
教育職(高校)	387,562 円	50,802 円	438,364 円	41 歳 4 月
教育職(小・中)	398,742 円	46,114 円	444,856 円	42 歳 6 月
技能労務職	336,627 円	42,705 円	379,332 円	46 歳 11 月

図 職種別の平均給与月額





### 3 手当・特殊勤務手当の支給額

#### (1) 支給額

平成 16 年度の手当・特殊勤務手当の支給実績は以下のとおりである。

#### 普通会計（平成 16 年度決算）

手当・特殊勤務手当の種類	支給延べ人数（人）	支給総額（年額）（千円）
給料の調整額	17,145	378,470
教職調整額	112,244	1,597,863
扶養手当	124,266	2,251,296
通勤手当	180,996	1,832,121
単身赴任手当	8,242	200,127
住居手当	108,309	1,068,228
期末手当	35,346	22,684,530
勤勉手当	34,849	10,429,044
寒冷地手当	52,311	1,702,989
調整手当	793	31,549
特地勤務手当等	671	22,895
へき地手当等	5,544	160,979
時間外勤務手当	60,213	2,145,741
休日勤務手当	16,982	455,806
夜間勤務手当	10,277	103,524
管理職員特別勤務手当	577	7,496
宿日直手当	20,116	445,593
管理職手当	30,878	1,805,484
県税業務手当	1,650	28,459
社会福祉業務手当	1,018	12,001
知的障害児等指導補助業務手当	24	8
精神保健業務手当	693	194
防疫等業務手当	2,078	1,295
放射線取扱手当	314	88
夜間看護等手当	4,581	14,246
公害防止等業務手当	1,093	306
有害薬剤等取扱手当	6,318	1,832
特殊現場作業手当	624	196
温室内作業手当	972	272
病虫害防除手当	132	4,373

家畜保健衛生手当	373	4,663
種雄家畜取扱等作業手当	2,530	708
乗船作業手当	714	271
潜水手当	829	71
火薬類等取締手当	223	62
職業訓練手当	459	13,533
用地交渉等手当	2,132	1,610
道路上作業手当	6,871	2,061
災害応急作業等手当	-	-
ダム管理・建設業務手当	977	10,841
講師手当	2,001	800
航空手当	106,389	10,185
学校職員手当	1,870	542
教育業務連絡指導手当	521,490	104,298
多学年学級担当手当	18,695	5,422
警察職員手当	87,717	241,692
早出勤務手当	137	38
農用機械機具操作手当	3,561	997
廃鶏処理作業手当	-	-
公用自動車整備管理業務手当	96	480
特殊自動車運転手当	1,296	363
除雪作業手当	19	6
初任給調整手当	267	50,962
定時制通信教育手当	1,140	63,405
産業教育手当	4,740	183,468
農林漁業普及指導手当	2,557	88,461
災害派遣手当	-	-
武力攻撃災害等派遣手当	-	-
教員特殊業務手当	138,673	177,407
義務教育等教員特別手当	118,216	1,614,720

公営企業特別会計（平成16年度決算）

特殊勤務手当の種類	支給延べ人数（人）	支給総額（年額）（千円）
社会福祉業務手当	72	850
精神保健業務手当	-	-
放射線取扱手当	770	216
夜間看護等手当	23,153	69,277

解剖補助作業手当	5	3
救急自動車乗務手当	35	10
手術補助作業手当	10	3
救急自動車運転手当	26	9
特殊現場作業手当	66	18
用地交渉等手当	-	-
企業業務手当	783	11,197
特殊自動車運転手当	-	-
道路上作業手当	111	33

(2) 監査結果及び意見に記載のない手当の概要

普通会計(平成16年度)

手当の名称	手当の支給対象	手当の支給額
給料の調整額	職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べ著しく特殊な職を占める職員に対して支給する。	支給額 = 調整基本額 × 調整数
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給する。 1. 配偶者 2. 配偶者以外 (1) 2人まで (2) (1)以外 (3) 扶養親族である子のうちに、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合	1. 月額13,500円 2. (1)それぞれ月額6000円 (2)1人につき月額5000円 (3)一人につき月額5,000円を加算
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等を使用することを常例とする職員に対して支給する。 ・普通交通機関利用者 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合 ア 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合 イ 1箇月当たりの運賃相当額が55,000超の場合 回数券乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合 ・自動車等利用者	・普通交通機関利用者 ア 支給単位期間に対応する通用機関の定期券の価額 イ 55,000 × 支給単位期間 通勤21回分の回数乗車券等の価額(上限55,000円) ・自動車等利用者(省略)
単身赴任手当	公署を異にする又は在勤する公署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員及びこれとの均衡上人事委員会規則で定める職員に対して支給する。	支給月額 = 23,000円(基礎) + 加算額
期末手当	6月1日及び12月1日に在職する職員並びに基準日前1か月以内に退職、失職(成年被後見人・被保佐人となることによる失職に限る)又は死亡した職員に対し支給する。	支給額 = {(給料の月額+教職調整額+扶養手当+調整手当)+職務加算額+管理、監督職員加算額} × 期別支給割合 × 在職期間別割合
調整手当	民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に対して支給する。	支給月額 = (給料の月額+教職調整額+管理職手当+扶養手当) × 支給割合
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合、その実際に勤務した全時間に対して支給する。	支給額 = 休日勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 休日勤務時間数
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して支給する。	支給額 = 休日勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 夜間勤務時間数

管理職員特別勤務手当	管理職手当適用職員、秋田県立大学の学長、特定任期付職員及び任期付研究員条例第3条第1項職員（招へい研究員）が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に次の勤務に従事した場合に支給される。 週休日等の日に処理することが必要な臨時的又は緊急性を有する業務のための勤務 交替制勤務に従事する管理職員が祝日法による休日等又は年末年始の休日等に特に命ぜられて正規の勤務時間中に行う勤務	管理職手当の支給割合に応じて、 25/100の職員 12,000円 20/100の職員 10,000円 18/100の職員 8,000円 12/100、14/100、16/100の職員 6,000円 10/100、12/100の職員 4,000円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される。	一般の宿日直勤務は4,200円 （通常の宿日直） （他は省略）
社会福祉業務手当	社会福祉に関する現業の業務又は指導監督の業務を行う職員が当該業務に従事したとき。 福祉事務所に勤務する社会福祉に関する現業の業務又は指導監督の業務を行う職員（医療職給料表三適用者を除く。） 障害者相談センターに勤務する身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司 児童相談所に勤務する児童福祉司 女性相談所に勤務する相談及び調査の業務を行う職員	月額：11,800円
精神保健業務手当	職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による診療業務、立ち会い業務、護送業務若しくは訪問指導等に従事したとき又は保健所に勤務する保健師が訪問指導業務に従事したとき。	日額：280円
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員が結核に関する診療若しくはその補助若しくは受付の業務に従事したとき（放射線照射作業に従事した時を除く。）又は在宅結核患者の家庭を訪問して行う療養若しくは看護の指導業務に従事したとき。 職員が感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護作業又は感染症の病原体に汚染されたもの若しくは汚染された疑いのあるものの処理作業に従事したとき。 職員が狂犬病の予防注射又は狂犬病にかかった犬若しくはその疑いのある犬若しくはこれらの犬にかまれた犬の捕獲、診断、と殺処分若しくは死体の検案の業務に従事したとき。	日額：290円 日額：290円 日額：350円 （動物管理センターで狂犬病予防業務にもつぱら従事する職員 月額：12,500円）
夜間看護等手当	太平療育園に勤務する助産師、看護師、准看護師又は保育士が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務に従事したとき。	4時間以上：1回 3,300円 2時間以上4時間未満：1回 2,900円 2時間未満：1回 2,000円
公害防止等業務手当	1 保健所に勤務する職員が浄化槽法第53条第2項の規定に基づく浄化槽の検査の業務に従事したとき。 2 環境政策課、環境整備課、保健所又は環境センターに勤務する職員が公害の防止に関する次の業務に従事したとき。 工場又は事業場において行いうばい煙、汚水又は悪臭の調査又は検査の業務 農薬の空中散布が行われる場合における現場指導の業務 船上において行う海水の汚濁状況の調査の業務 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の規定による立入検査の業務のうち、帳簿書類の検査以外の業務 地上10m以上の足場の不安定な個所において行う調査又は検査の業務 坑内において行う調査又は検査の業務	1 日額：280円 2 ~ 日額：280円 ~ 日額：320円

有害薬剤等取扱手当	<p>1 次の公署に勤務する職員が人体に有害な薬剤の取扱作業又は人体に有害なガスの発生を伴う作業に従事したとき（水田総合利用推進課、地域振興局農林部、消防学校、県立大学、保健所、総合生活文化会館、環境センター、地域農業改良普及センター、病害虫防除所、農業研修センター、農業試験場、果樹試験場、総合食品研究所、花き種苗センター、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター、工業技術センター、高度技術研究所、農業科学館及び農業に関する学科を置く高等学校）</p> <p>2 職員が人体に有害な塗料を使用する吹き付け塗装作業に従事したとき</p>	日額：290円
家畜保健衛生手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員が家畜保健衛生所法第3条第1項に規定する事務に従事したとき	月額：12,500円
種雄家畜取扱等作業手当	<p>1 職員が種雄の牛、馬又は豚の自然交配、精液採取若しくはこれらの作業の準備又は飼養管理のための当該家畜を御する作業に従事したとき</p> <p>2 職員が恒温室内における精液処理の作業に従事したとき</p>	日額：280円
乗船作業手当	<p>1 職員が船舶に乗り組み、漁業取締業務に従事したとき</p> <p>2 水産振興センターに勤務する職員（海事職員を除く。）が船舶に乗り組み、水産に関する調査、試験研究又は指導訓練の業務に従事したとき</p> <p>3 男鹿海洋高等学校に勤務する職員（海事職員を除く。）が船舶に乗り組み、指導訓練の業務に従事したとき</p> <p>4 海事職員が船舶に乗り組み、漁獲作業に従事したとき</p>	<p>1～3 日額：380円</p> <p>4 1 航海ごとの漁獲高の20/100を超えない範囲内で海事職員ごとに任命権者が定めた額</p>
道路上作業手当	地域振興局農林部、地域振興局建設部、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所、流域下水道事務所、秋田中央道路建設事務所及び港湾事務所に勤務する職員が、交通が遮断されていない道路上において行う道路の維持修繕の作業、測量の作業その他これらに類する作業に従事したとき	日額：300円
災害応急作業等手当	<p>1 次の公署に勤務する職員が 又は の作業に従事したとき。農林水産部及び建設交通部の各課、地域振興局農林部、地域振興局建設部、秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所、港湾事務所</p> <p>河川の堤防等で豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した個所若しくは発生するおそれの著しい個所で行う応急作業等</p> <p>道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し若しくは発生するおそれがあるため道路法第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路、若しくはその周辺において行う巡回監視、又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した個所若しくは発生するおそれの著しい個所で行う応急作業等</p> <p>2 警察職員が豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した個所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき</p>	<p>1 巡回巡視 日額：350円</p> <p>応急作業等 日額：530円 （夜間（日没時から日出時までの間）における作業の場合 50/100加算） （上記の場合で人事委員会が著しく危険であると認める区域で行う作業の場合 100/100加算）</p> <p>2 日額：840円 （人事委員会著しく危険であると認める作業の場合 100/100加算）</p>

航空手当	職員が回転翼航空機に搭乗し、次の業務に従事したとき 操縦業務 整備業務 消防防災業務 警察業務 その他人事委員会が認める業務	搭乗時間 5,100円 " 2,200円 " 1,900円 " 1,900円 " 1,900円
学校職員手当	1 全日制課程又は定時制課程を置く高等学校に勤務する教育職員が、本務の所定の授業時間を超えてそれぞれ異なる課程又は兼務する学校における同一課程の授業又はその補助に従事したとき 2 通信制課程を本務とする教育職員以外の教育職員が次の業務に従事したとき 通信教育の添削指導 通信教育の試験又は面接指導 3 定時制課程を本務とする職員（教育職員を除く。）が午後7時以後に割り振られている正規の勤務時間において業務に従事したとき	1 超える時間 1時間につき700円 2 1月につき添削した報告書10通まで800円 10通超は、1通増すごとに60円加算 1時間 700円 3 日額：280円
教育業務連絡指導手当	教育に関する業務についての連絡調整、指導助言等にあたる職務を担当する教諭が当該担当にかかる業務に従事したとき（市町村立学校及び県立学校の教諭）	日額：200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭、助教諭又は講師（給料の調整額を受ける者を除く。）が当該学級における授業又は指導に従事したとき 3の学年の児童等で編制されている学級における授業等 2の学年の児童等で編制されている学級における授業等	日額：350円 日額：290円
警察職員手当	次の作業に従事したとき 2 指紋、手口又は写真等を利用する犯罪鑑識作業（警察官以外の職員） 3 交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業 二輪自動車 二輪自動車以外 4 超中短波無線電話取扱作業 6 警ら作業 9 海上警備作業 11 夜間特殊作業 12 爆発物処理作業 13 正規の勤務時間以外の時間において緊急に呼出を受けて行う作業（管理職手当支給職員を除く。） 14 死体取扱作業 解剖補助作業	月額：7,000円 月額：10,300円 月額：7,800円 月額：2,200円 月額：7,500円 日額：380円 作業の全部が深夜の場合 1回 1,100円 一部が深夜の場合 2時間以上 730円 2時間未満 410円 1回 4,600円 1回 1,240円 1体 3,200円

	特に著しく損傷した死体を取り扱う作業 その他の死体を取り扱う作業 刑事調査官が行う検視作業	1体 3,200円 1体 1,600円 1体 3,200円
	15 山岳における遭難者の救助又は捜索の作業	日額：530円
	16 特殊危険物質の処理等の作業 特殊危険物質等に対して直接行う作業 容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う作業で、特殊危険物質の発散又は漏えいのおそれがあるもの 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業	1回 4,600円 1回 4,600円 1回 840円
	17 警衛警護作業 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃に対する警衛作業 その他の皇族に対する警衛作業及び警護作業	日額：1,150円 日額：640円
	18 銃器犯罪捜査作業 銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業 銃器を使用した犯人及び銃器を所持する犯人の逮捕の作業 又は の作業（ の作業にあつては銃器を使用した犯人の逮捕業務に限る。）に付随して行われる固定配置 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所等の周囲における貼付警戒の作業	1日：1,640円 1日：1,100円 1日：1,100円（作業に付随して行われる場合は820円） 1日：820円
農用機械機具操作手当	次の公署に勤務する現業職員が、農用機械機具で知事が定めるものを操作する作業に従事したとき（県立大学短期大学部、農業研修センター、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、花き種苗センター、森林技術センター）	勤務1回 280円
廃鶏処理作業手当	県立大学短期大学部又は畜産試験場に勤務する現業職員が、学長又は場長の定める計画に基づき試験研究等の用を廃した鶏を1日につき50羽以上と殺処分する作業に従事したとき	日額：280円
公用自動車整備管理業務手当	地域振興局建設部に勤務する現業職員で秋田県公用自動車運行管理規程第5条第1項に規定する整備管理者であるものが、同条第3項の規定による業務に従事したとき	月額：5,000円
特殊自動車運転手当	地域振興局建設部に勤務する現業職員が、道路交通法施行規則第2条の表に掲げる特殊自動車、道路清掃車、暗きよ清掃車若しくはラインマーカーを運転する作業又は緊急の要請に基づき道路パトロールカー若しくは河川パトロールカーを運転する作業に従事したとき	日額：280円
除雪作業手当	地域振興局建設部に勤務する現業職員で道路整備業務に従事するものが大雪警報又は大雪注意報の発令下で道路の除雪作業に従事したとき	日額：290円
初任給調整手当	次の職に採用された職員に対して、採用の日から一定期間、額を減して支給する。なお、再任用職員には支給されない。 医療職給料表（一）の適用を受ける職 ア へき地に所在する公署に置かれる職で採用困難なもの イ 人口が少ない市及び町村に置かれる職で採用困難なもの ウ ア、イ以外の職 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用困難なもの ただし、管理職手当の支給割合が25/100であるものを除く。 、以外の職で、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用について特別の事情があると認められた職	以下は、35年間通減支給 (1) ア 307,900円 (1) イ 269,300円 (1) ウ 216,700円 (1) 50,200円 次は、5年間通減支給 (1) 2,500円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため秋田県に派遣された職員に対して、当該職員が住所又は居所を離れて秋田県の区域内に滞在することを	1. 公用の施設 1日につき3,970円 2. その他の施設

	要する場合に限り支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30日以内の期間 1日につき6,620円</li> <li>・30日超60日以内の期間 1日につき5,870円</li> <li>・60日を超える期間 1日につき5,140円</li> </ul>
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施のため秋田県に派遣された職員に対して、当該職員が住所又は居所を離れて秋田県の区域内に滞在することを要する場合に限り支給する。	災害派遣手当と同じ
教員特殊業務手当	<p>義務教育諸学校等の教育職員のうち、職務の級が1級又は2級である者が次表（表は省略）に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして規則で定める程度に及び時に支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校の管理下において行う緊急業務で次に掲げる者 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</li> <li>(2) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</li> <li>(3) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務</li> </ol> </li> <li>2. 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの</li> <li>3. 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日等に行うもの</li> <li>4. 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は4時間の勤務時間を割り振られている日に行うもの</li> <li>5. 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等または4時間の勤務時間を割り振られている日に行うもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)3,200円</li> <li>(2)3,000円</li> <li>(3)3,000円</li> </ol> </li> <li>被害が特に甚大な場合は2倍</li> <li>2.1,700円</li> <li>3.1,700円</li> <li>4.1,200円</li> <li>5.900円</li> </ol>



公営事業会計（平成 16 年度）

手当の名称	手当の支給対象	手当の支給額
社会福祉業務手当	リハビリテーション・精神医療センターに勤務する社会福祉に関する現業の業務を行う職員	月額：11,800 円
精神保健業務手当	職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による診療業務、立ち会い業務、護送業務若しくは訪問指導等に従事したとき又は保健所に勤務する保健師が訪問指導業務に従事したとき。	日額：280 円
夜間看護等手当	<p>脳血管研究センター又はリハビリテーション・精神医療センターに勤務する助産師、看護師、准看護師又は保育士が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）において行われる看護等の業務に従事したとき。</p> <p>脳血管研究センター又はリハビリテーション・精神医療センターに勤務する研究職給料表又は医療職給料表の適用を受ける職員のうち、救急患者に対処するために自宅等で待機することを依頼された職員が呼び出しを受け正規の勤務時間以外の時間において 1 時間以上手術等の業務に従事したとき。</p>	<p>4 時間以上 ：1 回 3,300 円 2 時間以上 4 時間未満 ：1 回 2,900 円 2 時間未満 ：1 回 2,000 円</p> <p>1 回 1,620 円</p>
解剖補助作業手当	脳血管研究センターに勤務する職員（医師を除く。）が死体の解剖の補助作業に直接従事したとき。	死体 1 体： 620 円
救急自動車乗務手当	脳血管研究センターに勤務する職員が救急自動車に乗り、救急医療の業務に従事したとき。	勤務 1 回： 280 円
手術補助作業手当	脳血管研究センターに勤務する職員（医師を除く。）が手術の補助作業に直接従事したとき。	日額：280 円
救急自動車運転手当	脳血管研究センターに勤務する現業職員で運転業務に従事するものが救急自動車を運転し、救急医療の補助業務に従事したとき	勤務 1 回： 330 円
特殊現場作業手当	企業職員が次の作業に従事したとき 地上又は水面上 10 m 以上の個所における作業 トンネルの坑内における調査、測量、検査又は監督の作業 高圧活線に近接して行う作業	日額：650 円
特殊自動車運転手当	企業職員が道路交通法施行規則第 2 条の表に掲げる特殊自動車又は管理者がこれと同等と認めるものを運転する作業に従事したとき	日額：280 円

### 第3 監査結果及び意見

#### 1 住居手当

住居手当は、職員及びその配偶者等の居住する借家・借間について、月額 12,000 円を超える家賃のうち 27,000 円を限度として、毎月一定額が支給される手当である。

また、自宅住居を所有して、世帯主となっている場合も月額 3,000 円の手当が支給されている（一般職の職員の給与に関する条例 第 11 条の 4）。

平成 16 年度の住居手当は、総額で 1,068,228 千円、うち所有する自宅住居に関するものは 63,756 千円（1,771 人支給）となっている。

家賃負担のある職員への生活支援として、住居手当の存在意義は適正な水準内で認められるもので、民間企業でも同様の手当が多く採用されている。しかし、自宅住居を所有するものにまで恒久的に支給することは、民間企業では、あまり類をみない。

また、国家公務員に対する住居手当については、自宅住居を所有するものに対して支給されるものの、5 年で打ち切りになっている。

そもそも自己資金や相続で取得した自宅住居にまで、住居手当を支給する根拠は薄く、少なくともそれらに対しての支給は止めるべきと考える。

#### 監査結果

よって、自宅住居を所有するものに対する恒久的な住居手当については、打ち切り年限を設け、自宅住居取得資金の金利負担のある者に限る等、廃止を含め、支給のあり方を見直されたい。

## 2 勤勉手当

勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下、「基準日」という。）に在籍する職員及び基準日前1ヶ月以内に退職した職員に対し、勤務成績に応じて年間2回、期末手当（賞与）と同時に支給される手当である（一般職の職員の給与に関する条例第22条）。

平成16年度における勤勉手当の支給総額は10,429,044千円（1人当たり支給年額598千円）（平成16年度）である。

勤勉手当支給額の計算方法は、以下のとおりである。

勤勉手当支給額 = 勤勉手当基礎額 × 支給割合（期間率 × 成績率）

勤勉手当基礎額 = {(給料の月額 + 教職調整額 + 調整手当) + 職務加算額 + 管理、監督職員の加算額}

支給割合の計算で、期間率は、勤続期間の率であり、例えば勤続期間6ヶ月であれば100分の100、5ヶ月15日以上6ヶ月未満で100分の95と半月毎に区分化されて定められている。

成績率は規則上、人事評価に基づいて、任命権者がその都度定めることになっている率である。

また、支給額には、最高支給限度額が定められている。再任用職員以外で、特定幹部職員以外の、最高支給限度額の計算方法は以下のとおりである。

最高支給限度額 = (勤勉手当基礎額 + 扶養手当) × 0.7

勤勉手当の趣旨は、勤務の優れた者に対する、考課給である。しかし運用上、勤勉手当は、勤務成績等に関わらず、懲戒処分を受けた者を除き、その最高限度支給額が支給されている。

つまり、支給額の計算における支給割合（期間率 × 成績率）は、支給額が最高限度支給額になるように、以下のように算出されており、勤務成績等に基づくものとなっていない。

成績率 = 最高支給限度額 ÷ 勤勉手当基礎額

## 監査結果

最高支給限度額を支給するために、成績率を算出するのではなく、適正な人事評価制度を設けた上で、その人事評定を成績率に反映させるべきである。

その際、最高支給限度額が評定の高い者に対するインセンティブとしてうまく働き、職員の業務に対する積極性を引き出せるように、成績率の配分等において考慮する必要がある。

また、本人の非違行為により懲戒処分を受けた職員にも、国家公務員の制度にならば、最高支給限度額の半額以上が支給されているが、考課給であることからすれば、原則的に支給は止めるべきである。

### 3 寒冷地手当

寒冷地手当は、毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日において、秋田県、北海道札幌市及び規則で定める地域（以下、「寒冷地」という。）に在籍する職員（再任用職員を除く。）に対して支給される手当である。規則で定める地域とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域（秋田県内の地域及び北海道札幌市を除く。）である。

支給額は月額 7,360 円から 26,360 円の範囲で、在勤地域、世帯主であるかどうか及び扶養親族の有無により、定められた額が支給される。

平成 16 年度支給実績は、支給人員延べ 52,311 人、支給総額 1,702,989 千円となっている。

現在、秋田県全域を寒冷地として支給対象地域としているが、そもそも秋田県庁職員が秋田県内に在勤することに対して、寒冷地手当を支給するというのは、ほぼ全員が対象となってしまう、合理的とは言えない。

また、寒冷地手当が、いわゆる薪炭手当として支給された時代と比較して、住居の気密性が高まり、防寒効果が改善されてきていることから、支給の根拠は薄くなっている。

秋田県内の民間企業で、同様の手当を支給しているところが少ないことから、寒冷地手当は、廃止すべきである。年により降雪量等に差があるにせよ、内陸部の豪雪地域等に限定して支給すべきと考える。

#### 意 見

よって、寒冷地手当を廃止を含めて見直しされたい。

#### 4 特地勤務手当等及びへき地手当等

特地勤務手当は、生活の著しく不便な場所に所在する公署（特地公署）に勤務する職員に対して支給される手当である。

特地公署は、その公署から生活上の便益に関係の深い施設までの距離等を考慮して区分され、給料の月額、教職調整額及び扶養手当の合計額の25%を限度として、区分ごとの支給割合に応じた額が支給される。

また、特地勤務手当に準ずる手当とは、特地公署等に異動して勤務することとなった職員のうち、当該異動に伴って、住居を移転した職員に対して、異動日の給料の月額、教職調整額及び扶養手当の合計額の6%を限度として、公署の区分ごと及び異動日から起算した公署勤務期間ごとの支給割合に応じた額が支給される手当である。

平成16年度において、特地勤務手当等の支給実績は支給人員延べ671人、支給総額22,895千円である。

特地勤務手当の対象となる地域の認定基準は、以下のとおりである。

- ・ 公署から最寄の駅又は停留所までの距離
- ・ 公署から最寄の公共施設等までの距離（学校、郵便局、役場、金融機関、病院、スーパー等までの距離）
- ・ 公署から最寄の市の中心地までの距離
- ・ 公署から秋田県庁までの距離

この基準での距離が遠いほど点数を高くし、総合得点の50点以上を1級地から6級地まで区分し、それぞれの区分で支給割合を決めている。

以上の基準は、生活の不便さを測る基準ではあるが、職場の環境を測る基準ではない。また、ほとんどの公署周辺では、一般道路が整備されているため、自家用車両の利用を考慮すれば、公署から諸施設までの距離はそれほど問題にはならないと考える。

居住地が特地以外の場合は、通勤に関することや他職員との職場環境の相違であり、手当を支給すべき事由と直接関わりがなく、支給するとしても、例えば、公署周辺の未舗装道路の距離数の長さや、年間積雪量の多さなどにより限定された場合のみとするべきであり、支給水準についても率を引き下げるべきである。

また、特地勤務手当に準ずる手当は、特地公署等へ、他の公署から異動し、住居を移転せざるを得なかった職員が、以前の生活に比較して相当の不便さを感じていないことを想定し、異動後の生活に慣れるまでの間支給されるものである。

したがって、支給の対象を、不便を感じべき地域（特地）に住居を移転した場合に限定すべきである。

また、特地勤務手当に準ずる手当の支給期間は、原則 3 年（継続勤務の場合は、6 年を限度とする。）で 6%から 2%まで逡減するが、率を引き下げ一定とすべきである。

へき地手当は、へき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場に勤務する市町村立学校職員に支給される。

また、へき地手当に準ずる手当は、へき地学校等への異動に伴い住居を移転した職員に支給される。

平成 16 年度において、へき地手当等の支給実績は支給人員延べ 5,544 人、支給総額 160,979 千円である。

へき地手当等についても、特地勤務手当等と同様の趣旨により見直しをすべきであるが、支給根拠はへき地教育振興法に基づいており、へき地学校等の指定基準についてはへき地教育振興法施行規則に定められている。

## 意 見

- ( 1 ) 特地勤務手当について、特地勤務手当の対象となる地域の認定基準を、公署周辺の未舗装道路の距離数の長さや、年間積雪量の多さなどにより限定された場合のみとするべきであり、支給水準についても率を引き下げるべきである。
- ( 2 ) 特地勤務手当に準ずる手当は、支給の対象を、住居を特地へ移転した場合に限り、現在より低い一定率を支給すべきである。
- ( 3 ) へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、支給水準の大幅な見直しをすべきである。

## 5 時間外勤務手当

### (1) 知事部局

知事部局では、職員の時間外勤務縮減の施策として、「時間外勤務等の縮減に関する指針」(平成11年7月26日人1188号)において、時間外勤務命令等の制限、環境整備、事務改善、職員の意識改革等について定められている。

また、この他に、事後的な対応として、「長時間又は恒常的な時間外勤務等が状態となっている課所等については、その実態について、個別に事情聴取するものとし、特に一年につき、360時間を超えた時間外勤務等が行われている課所については、人事課長がその改善策について協議・指導を行う場合がある」旨が規定されている。

時間外勤務の縮減に関する指針
6 その他 (2) 長時間または恒常的な時間外勤務等が常態となっている課所等については、その実態について個別に事情聴取するものとする。 (3) 特に一年につき360時間を超えた時間外勤務等が行われている課所については、人事課長がその改善策について協議・指導を行う場合がある。

ここで、年間の時間外勤務時間が360時間超の職員は105人であり、これらの職員は、財政課など特定部課に偏る傾向にあった。

この点について、人事課の対応を聴取したところ、個別の事情聴取について、平成15年は実施されていたが、平成16年は、実施されていなかった。

なお、知事部局では、上記の他に、平成14年1月から時間外勤務を減らすための庁内放送を実施したり、平成15年3月に各地方振興局内の人員配置を見直すことによって、時間外勤務を年々減少させているが、それでもなお、特定部課への偏りが見られるなど、解決されない問題が残っているのが現状である。

### 意見

時間外勤務の縮減に関する指針の6(2)及び(3)について、適時・適切に運用するとともに、業務の再配分や応援体制のあり方を具体的に検討されたい。



## (2) 警察本部

警察本部では、知事部局の施策の趣旨に沿って、業務の見直し、事務の合理化により時間外勤務の縮減に努めているところである。

しかし、突発する事件、事故に直ちに対応し、早期に解決しなければならないことから、知事部局に比べて相対的に時間外勤務が多くなっている。

また、管理的な立場であると考えられる警察署の課長等が時間外勤務手当の支給対象となっていることも、時間外勤務手当が多い要因と思われる。

## 意見

よって、警察職務の諸事情を勘案して、今後とも時間外勤務の縮減について方策を講じられたい。

また、時間外勤務を支給されている職員の中で、管理的立場にある職員には、管理職手当の支給対象とすることを検討されたい。

## 6 管理職手当

管理職手当は、「管理又は監督の地位にある職員のうち人事委員会規則で規定する職員（主たる例：部長、次長、課長、上席主幹、主幹）」に対して、給料月額  
の25%～10%が支給される（条例第9条第1項）手当である。

平成16年度の管理職手当の支給実績は、支給人員延べ30,878人、支給総額  
1,805,484千円である。

管理職か否かの判定の基礎となっている秋田県行政組織規則（以下、「規則」と  
いう。）における上席主幹以下の職務内容は、（表1）のとおりである（規則第245  
条第3項の附表）。

（表1）上席主幹、主幹及び副主幹の職務内容と管理職手当の対象

職名	職務	管理職手当
上席主幹	上司の命を受けて、県行政に関する重要事項の企画、調査等をつかさどる。	対象
主幹	上司の命を受けて、特定の重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどる。	対象
副主幹	上司の命を受けて、特定の重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどる。	対象外

主幹と副主幹の職務は、規則上、同一であるにも関わらず、主幹は管理職手当  
の対象になるが、副主幹は対象となっておらず、職務と手当の関係が対応してい  
ない。

実際の組織の運営上は、課、室又はセンターの所掌事務を分掌させるため、班  
を置き、組織は、各課のもとに班制を採っており、そこでは班長が班の事務を掌  
理する実質的な管理職になっている（規則第4条の2及び第245条第4項）。

現場においては、副主幹以下で班長を兼務する者もあり、逆に主幹でも班長を  
兼務していない者がいる。上席主幹は全員が班長兼務であった。

現在、副主幹以下の者で班長を兼務する者には、管理職手当が支給されず、時  
間外勤務手当が支給されているが、実際は、班長として部下をまとめる管理的職  
務に携わっているため、労働時間に応じた手当の支給はなじみにくいと考える。  
また、班長は時間外勤務手当を承認する立場でもあることから、班長にまで時間  
外勤務手当を支給することは、甘い承認を招く危険性もあり望ましくない。

逆に、主幹でも班長兼務の者以外は、実質的に管理的職務に従事しているとは  
言いがたいため、管理職手当の対象から外し、超過勤務に対しては、時間外勤務  
手当を支給すべきと考える。

つまり、現在の管理職手当の支給対象は主幹であるが、主幹を対象から外し、  
実質的管理職である班長を対象とするべきと考える。

平成 16 年度において、副主幹以下だが班長の者と、主幹だが班長ではない者の人数と、各手当を比較したものが、以下の（表 2）である。

（表 2）副主幹以下だが班長の者の時間外勤務手当の総額及び主幹だが班長ではない者の管理職手当の総額

	人数（人）	時間外勤務手当の総額（円）
副主幹以下だが班長の者	242	53,760,064
	人数（人）	管理職手当の総額（円）
主幹だが班長ではない者	116	90,480,000

（注）1 .表中の管理職手当は、個人別のデータをシステム上集計できないため、平均的給付額 65,000 円（月）を前提に概算で算定した。

2 .「副主幹以下だが班長の者」とは、副主幹兼班長及び主査兼班長である。

主幹を対象とする管理職手当を廃止し、班長に対する手当に変えた場合、副主幹以下だが班長の者が管理職手当の対象となり、時間外勤務手当の支給がなくなることになる。逆に、主幹だが班長を兼務していない者には、管理職手当は支給せず、代わりに時間外勤務手当を支給することになる。

つまり結果的には、（表 2）の各手当額合計の、約 144 百万円は支給されなくなる代わりに、前者に対する管理職手当と後者に対する時間外勤務手当が生じることになる。

追加的に支給されることになる手当総額は、現在支給対象となっていないため、基礎データの集計がないが、副主幹以下だが班長の者に対する管理職手当は、秋田県の「初任給、昇格、昇給の基準」に基づいた、副主幹の平均的職務級の 6 級の給料月額 39 万円、主任専門員の支給割合 0.1 を前提として試算すれば、約 113 百万円（39 万円×0.1×242 人×12 ヶ月）である。また、主幹だが班長を兼務していない者に対して追加的にかかる時間外勤務手当は、上掲の表の、約 53 百万円という額から推定すると、対象人員が 242 人から 116 人になるため、約 25 百万円（5 千 3 百万円÷242 人×116 人）程度ではないかと考えられる。

追加される手当支給総額は、合計で約 138 百万円程度になり、管理職手当の支給割合の設定如何によるが、財政負担を減らしながら、実態に合わせ、管理職手当を主幹ではなく、班長を対象とするように改めることは十分可能と考える。

なお、班員の数は、3 人から 10 人前後と幅があることから、班長の職責の大きさを加味して、管理する班の人数ごとに適用する支給割合を決める等、より実態にあった方法を検討する必要がある。

## 意見

現在、主幹を対象としている管理職手当を、組織の実質的管理者である班長を対象とするよう変更されたい。その際、変更により財政負担を増加させず、実態を反映させるように、班長に対する管理職手当支給割合について、その設定において考慮されたい。

## 7 特殊勤務手当

### (1) 県税業務手当

県税業務手当は、県税の賦課、徴収または滞納処分に関する業務を行う職員が当該業務に従事したとき、次の基準で支給される手当である。

手当の支給対象	手当の支給額
1 税務課に勤務する職員（総務担当職員を除く。）	
課長、上席主幹及び主幹の職にある者	月額： 4,200 円
その他の職員	月額： 8,300 円
2 県税事務所に勤務する職員	
所長、主幹、課長及び主任専門員の職にある者	月額： 8,300 円
その他の徴税吏員である者	月額： 21,000 円
徴税吏員以外の者	月額： 8,300 円

県税業務手当の支給人数、金額は、延べ 1,650 人、28,459 千円である。

このうち、地域振興局県税課納税班職員は、徴収・滞納処分を行っているので、納税者と対面して業務を行うことが多く、他の業務と比較して、手当を支給するだけの困難性が認められる。ただし、納税班 48 名の平均年間出張日数は、81 日であり、手当を日額に換算すると約 3,000 円となり、他の手当に比して高額である。

一方、管理職及び税務課、地域振興局県税課課税班は、徴収・滞納処分を行っていないので、納税者と対面して業務を行うことは少なく、出張日数は、平均して、1 ヶ月に数日未満であり、特殊勤務手当を月額で支給するだけの困難性等は認められない。課税班の平均年間出張日数は 42 日であり、日額に換算すると、約 6,000 円となる。

したがって、税務課、地域振興局県税課課税班の職員に対して、月額支給とすることは、適当ではない。

### 意見

よって、管理職及び税務課の職員に対する県税業務手当の支給をやめられたい。  
また、地域振興局県税課職員に対する県税業務手当を減額されたい。

さらに、県税の徴収等に困難さはあるものの、通常業務ともいえるため、廃止も検討されたい。

(2) 知的障害児等指導補助業務手当等の支給額が僅少な手当

知的障害児等指導補助業務手当、潜水手当、火薬類等取締手当、温室内作業手当及び早出勤手当は、年間の支給総額が10万円にも満たず(温室内作業手当は、27万円) 僅少である。

各手当の支給基準、支給金額等は、次のとおりである。

知的障害児等指導補助業務手当は、以下の業務に従事したときに、日額340円支給される。

手当の支給対象	手当の支給額
太平療育園、児童相談所(一時保護施設に限る)、千秋学園に勤務する職員が知的障害児、不良行為をし若しくはするおそれがある児童、若しくは家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童、盲児、ろう児又は肢体不自由者の入浴、運動会又は修学旅行の付き添いその他これらに準じる業務に従事したとき。	日額：340円
盲学校、ろう学校、養護学校に勤務する職員が児童の入浴、運動会又は修学旅行の付き添いその他これらに準じる業務に従事したとき。	

知的障害児等指導補助業務手当の支給人数、金額は、延べ24人、8千円である。

潜水手当は、職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに潜水深度に応じて(潜水深度20mまで1時間310円)支給される手当である。

潜水手当は、延べ829人に、71千円支給されている。

火薬類等取締手当は、職員が火薬類又は高圧ガスの危険を伴う保安検査又は立ち入り調査の業務に従事したときに日額280円支給される。

火薬類等取締手当は、延べ223人に、62千円支給されている。

温室内作業手当は、農業研修センター、県立大学、農業試験場、花き種苗センター及び森林技術センターに勤務する職員が、7月1日から9月30日までの間において、1日につき2時間以上温室内で作業に従事したとき、日額280円支給される。

温室内作業手当の支給人数、金額は、延べ972回、272千円である。

早出勤手当は、太平療育園に勤務する技師(調理)が、11月15日から翌年3月14日までの間において、正規の勤務時間による勤務として午前5時から午前

6時30分までの間に開始される業務に従事したとき、勤務1回につき280円支給する。

早出勤務手当の支給人数、金額は、延べ137人、38千円である。

#### 意見

これらの手当は、対象となる行為が少なく、したがって、創設当時と比べ手当の重要性が低くなっている手当もある。また、支給金額以上の管理費用がかかっているものと思われる。

知的障害児等指導補助業務手当、潜水手当、火薬類等取締手当、温室内作業手当及び早出勤務手当は、対象となる行為が少ないので、廃止を検討されたい。

(3) 放射線取扱手当

放射線取扱手当は、以下の業務に従事したときに、日額 280 円を支給される手当である。

手当の支給対象	手当の支給額
職員が X 線その他の放射線を照射する作業に従事したとき。 のほか、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の管理区域内、医療法施行規則の管理区域内若しくは電離放射線障害防止規則の管理区域で行う放射線業務、これらの管理区域内に一時的に立ち入る作業又は緊急作業で、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線相当量が 400 マイクロシーベルト以上である場合の当該期間中のものに従事したとき。	日額：280円

当該手当は、延べ 1,084 人に、304 千円支給されている。

当該手当は、給料の調整額（調整額三の給料の調整額を受ける診療放射線関係職員に支給する場合を除く。）に加えて支給されるものであるが、本来業務そのものであることから、その特殊性も含めて、調整額で考慮されていると解するのが妥当であり、別途手当を支給する必要性は低いと考えられる。

また、職員の健康に及ぼす影響については、手当の支給により解決すべき問題ではなく、日額 280 円の手当を支給されたからといって、被支給者が納得できる問題ではない。

さらに、対象となる行為が少なく、支給金額以上の管理費用がかかっているものと思われる。

意見

よって、放射線取扱手当は、廃止を含めて検討されたい。



#### (4) 職業訓練手当

職業訓練手当は、県立技術専門校に勤務する職業訓練指導員である職員が、職業訓練に従事したときに支給される手当である。

訓練課長及び主任専門員の職にある者に対して給料月額の6%、その他の職員に対しては給料月額の10%を毎月支給しており、平成16年度の支給実績は、延べ支給人員459人、支給総額13,533千円である。

対象となる職員は、教員の資格を有する者ではなく、一般職の職員の給与に関する条例に基づいて給料が支給されるが、業務が教育職に近いことから、産業教育手当等との均衡をはかるために特殊勤務手当の一つとして創設されたものと思われる。

しかし、職業訓練指導員である職員が、職業訓練に従事することは、本来の職務であり、それに特段の困難性をみることはできず、特殊勤務手当の趣旨に合っていない。

#### 意見

よって、職業訓練手当の支給率を大幅に引き下げられたい。

また、管理職については、管理職手当と併給されているが、併給を止められたい。

(5) 特殊現場作業手当

特殊現場作業手当は、以下の業務に従事したときに、表の日額が支給される手当である。

特殊現場作業手当の支給人数、金額は、延べ 690 人、214 千円である。

普通会計

手当の支給対象	手当の支給額
1 次の公署に勤務する職員が地上又は水面上 10 m 以上の個所における作業（公害の防止等に関する法令の規定に基づき、工場等において行うばい煙等の調査等の業務を除く。）に従事したとき。（農林水産部、建設交通部、出納局及び警察本部の各課、地域振興局農林部、地域振興局建設部、秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所、森林技術センター、流域下水道事務所、港湾事務所、管財課、保健所、空港管理事務所）	日額：320円
2 職員が橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下 4 m 以上の個所で行う作業に従事したとき	日額：280円
3 職員が掘削中のトンネルの坑内で行う作業に従事したとき	日額：450円
4 職員が鉱山の坑内において地質又は鉱床の調査の作業に従事したとき	日額：450円
5 水産漁港課、河川課、港湾空港課、検査課、地域振興局農林部、地域振興局建設部及び港湾事務所に勤務する職員が防波堤の建設工事等に伴い海上において行う次の作業に従事したとき	
ブロック、ケーソン（砂の中詰めを完了する前のものに限る。）航路標識灯又は航路浮標灯の上において行う調査、監督検査等の作業	日額：280円
船上において行う調査、監督、検査等の作業	日額：280円
6 下水道課、検査課及び流域下水道事務所に勤務する職員が下水道（汚水の処理が行われているものに限る。）の管きょ、マンホール又は沈砂池の中で行う作業に従事したとき	日額：280円

公営事業会計

手当の支給対象	手当の支給額
企業職員が次の作業に従事したとき 地上又は水面上 10 m 以上の個所における作業 トンネルの坑内における調査、測量、検査又は監督の作業 高圧活線に近接して行う作業	日額：650円

このうち、秋田県には鉱山はないため、鉱山に関する規定は不要である。

その他の特殊現場作業手当は、おおむね危険、不快な場所で行われる作業であり、特殊勤務手当の要件は満たしている。

## 意見

特殊現場作業手当は、支給総額が 214 千円と僅少であり、時代に合わせて見直しをして、支給対象の縮小をされたい。

(6) 病虫害防除手当

病虫害防除手当は、以下のとおり支給される手当である。

手当の支給対象	手当の支給額
病虫害防除所に勤務する職員で農業改良助長法の専門技術員又は改良普及員である者が植物防疫法第32条第4項に規定する事務に従事したとき	所長及び主席専門員 月額 給料月額の6/100 その他の職員 月額 給料月額の12/100

病虫害防除手当の支給人数、金額は、延べ132人、4,373千円である。

病虫害防除手当が対象とする業務は、農業改良普及手当と同様、行政職と研究職の中間的な性格に教育的要素が加わった業務であり、他の職種と性格を異にした特殊性があることを考慮した措置である。また、職務の複雑・困難・責任の度合、勤務の強度、勤務時間、勤務の環境等において著しい特殊性があるとされている。

こうした職務については、専門的な技術・知識を用いて業務を行うこと、病虫害の発生予防、防除の規格指導、農薬の取締りなど、植物防疫全般にわたる多様な業務を県内各所で行うこと等、現在においても一定の特殊性を有していることは否めない。

しかしながら、他の職種と比べて一定の特殊性があるとは言え、研究により獲得した知識を直接県民に接して、粘り強く普及させることは、まさに、本来の公務員のあるべき姿であり、手当を支給するほどの特殊性があるとは認めがたい。

意見

よって、農業改良普及手当と併せて、病虫害防除手当の廃止も含め、そのあり方を抜本的に見直されたい。

(7) 用地交渉等手当

用地交渉等手当は、下表の公署に勤務する職員が用地の取得、用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償又は業務の施行により生ずる損失の補償（用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償を除く。）に関し、当該所有者、権利者、被補償者等と面接して行う交渉業務のうち特に困難なものに従事したとき、日額 650 円（正規の勤務時間以外の時間に従事した場合 350 円加算）支給される手当である。

用地交渉等手当の支給人数、金額は、延べ 2,132 回、1,610 千円である。

手当の支給対象	手当の支給額
次の公署に勤務する職員が用地の取得、用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償又は業務の施行により生ずる損失の補償（用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償を除く。）に関し、当該所有者、権利者、被補償者等と面接して行う交渉業務のうち特に困難なものに従事したとき 地域振興局農林部、地域振興局建設部、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所、地域振興局のダム管理事務所、流域下水道事務所、秋田中央道路建設事務所、港湾事務所、砂子沢ダム建設事務所、人事委員会が認めるもの	日額：650円（正規の勤務時間以外の時間に従事した場合350円加算）

面接して行う交渉業務のうち、「特に困難」なものに従事したときに限定して規定されているが、運用上は、すべての交渉業務に対して支給されている。

ここで、「特に困難」とは、土地の取得等に関する計画について当該権利者に対して最初の説明を行った日以後、継続的に行われ、当該説明の日から起算して一月を経過した日においてなお終了していない一連の交渉業務のうち、当該一月を経過した日以後に行われる交渉業務で職員の心身に著しい負担を与えるものとされている。

しかし、1~2回の交渉で契約したケース、請求書の不備で押印をもらい直したケース、電柱の移設に伴う電線の補償及び臨時工事の搬入路の借地交渉などにも支給されており、これらのケースは、職員の心身に著しい負担を与えているとはいえない。

平成16年4月に、秋田地域振興局で、同一日に2カ所の用地交渉したものを2日分として、誤って集計したものが2回あり、1,300円多く支給している。

#### 監査結果

用地交渉等手当は、日額支給であるので、同一日に対して複数日分の支給をしないようにされたい。

用地交渉等手当について、規定のとおり、特に困難な場合に限定して支給されたい。

#### 意見

さらに、用地交渉には困難さはあるものの、通常業務ともいえるため、廃止も検討されたい。

( 8 ) ダム管理・建設業務手当

ダム管理・建設業務手当は、建設事務所、ダム管理事務所及び砂子沢ダム建設事務所に勤務する職員が、ダムの維持管理又は建設の業務に従事したとき、表の基準で支給される手当である。

手当の支給対象	手当の支給額
地域振興局のダム管理事務所職員	月額：11,600 円
由利地域振興局建設部河川砂防課又は砂子沢ダム建設事務所職員（本体工事着工後本体工事完了までの間における技術吏員）	月額：15,000 円
その他の職員	日額：550 円

ダム管理・建設業務手当の支給人数、金額は、延べ 977 人、10,841 千円である。

具体的な支給理由は、常時、高所作業等に従事するためである。

この点、高所作業等に対する手当として特殊現場作業手当があるので、該当する作業の従事日数に対して、特殊現場作業手当を支給すべきものとする。

意 見

ダム管理・建設業務手当については、月額で一律に支給するのではなく、支給対象作業の内容から判断して、月額ではなく日額で特殊現場作業手当の一つとして支給すべきものである。

( 9 ) 講師手当

講師手当は、職員が講師として次に掲げる授業に従事したとき（教育職給料表適用職員を除く。）1時間400円支給される手当である。

県立大学又は衛生看護学院で行う授業

消防学校又は警察学校で行う授業のうち、人事委員会が認める訓練

平成16年度の講師手当の支給実績は、支給人員延べ2,001人、支給総額800千円である。

職員が講師をした場合、通常の職務時間内に行うのであるし、本来の業務に関連した講義であることから業務の延長線上にあり、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務」に該当せず、特殊勤務手当の趣旨に合っていない。また、対象となる行為も少なく、手当の重要性が低くなっていると考えられる。

意見

よって、講師手当を廃止されたい。



## (10) 警察職員手当

犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕若しくは護送等の作業

犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕若しくは護送等の作業に関する手当(以下、「一号手当」という。)は、当該作業に携わる警察官に対して月額 10,300 円(少年補導員は 7,000 円)が支給される手当である。

平成 16 年度の支給実績は、年間延べ支給人員 10,606 人、総支給額 108,036 千円である。

犯罪の捜査において、聞き込み、尾行、張り込みは必要不可欠な業務であるが、被疑者からの危害を受けることもあるなど危険な業務であり、これらの業務には著しい肉体的労働を伴うばかりでなく、精神的緊張も避けられなく、特に被疑者の逮捕の際は実力を行使して犯人を制圧しなくてはならない機会が多く、犯人からの危害を受けるおそれが最も高い危険な業務であることから、事件捜査又は事故捜査、密行捜査に携わる課等に従事している警察官に一号手当を支給している。

支給対象は、警務部、生活安全部、刑事部、交通部、警備部及び警察署の一部であり、支給人員は 852 名(平成 16 年 5 月現在)である。

例えば、警務部・広報広聴課の業務をみると、相談係・広聴係の警察官で、県民安全相談センターの担当者も一号手当の支給対象となっている。

しかし、相談センターの業務は、主に警察本部において相談を受ける業務であり、一号手当の支給理由となる業務に従事する機会は少ないと思われる。また、警察署・警務課の広報広聴係も同様のことが言える。

これについては、広報広聴の業務は、県民からの様々な相談を受け付け、対応するもので、犯罪捜査に直結する場合も多く、相談を受けた課員が直接現場に行くこともあることから、支給対象としているものである。

任意の一ヶ月について、一部の課の 1 人当たり延べ出勤(捜査従事)日数は、月に 5 日から 13 日程度であった。特に、広報広聴課は、1 人あたり出勤(捜査従事)日数が少なく、主に電話又は来訪者からの相談を受ける業務であることから、一号手当の支給をやめるか、日額支給にするのが適当であると考えられる。

また、現在、対象となる課や係に所属する職員に月額支給されている一号手当についても、日額支給とすることが合理的な課や係を特定し、それらについては支給方法を見直すべきである。

### 監査結果

よって、一号手当の支給対象となっている課や係の業務を精査し、日額化も含めて、実態に合わせて支給方法を見直されたい。

### 電話交換作業

電話交換作業に関する手当（以下、「五号手当」という。）は、警察本部及び警察署の電話交換業務に従事する一般職員を対象に、月額 2,200 円支給するもので、平成 16 年度は、年間延べ支給人員 209 人、総支給額約 453 千円である。

対象となる職務は、主に警察内の電話交換作業であり、比較的迅速な対応が求められるとはいえ通常の 8 時間勤務で、特殊性は低く特殊勤務手当としての支給根拠が薄い。

また、類似作業として支給額が同額の超中短波無線電話取扱作業（いわゆる 110 番通報受付対応。）は、交替制 16 時間の不規則な勤務であり、それと電話交換業務は精神的負担に隔たりがあると思われる。

### 意見

よって、五号手当を廃止されたい。

### 留置管理作業

留置管理作業（以下、「七号手当」という。）は、警察本部の警部補以下の留置管理係及び警察署の留置管理係の警察官に、月額 10,300 円支給されるもので、平成 16 年度の総支給人員は 1,211 人、総支給額が約 12,464 千円である。

留置管理の職務は、外部と遮断された閉鎖環境の中で行われ、しかも、留置人の中には、逃走目的に反撃の機会を狙ったり、証拠隠滅や自殺等を企図する者も少なくなく、そのような心情の留置人と常時対峙する精神的負担は極めて大きいものであることが支給の趣旨であるが、秋田県は月額 10,300 円であり、他県と比較しても高い水準にある。

### 意見

よって七号手当を月額支給にするとともに、支給単価の見直しをされたい。

#### 道路において行う運転免許技能試験作業

道路において行う運転免許技能試験作業（以下、「八号手当」という。）は、運転免許センター所属の技能試験官の指定を受けている職員を対象に、月額 7,000 円が支給される手当である。

平成 16 年度は延べ 48 人に総額で 336 千円が支給された。

自動車運転技能が未熟な受験者に対し、交通事故防止への配慮を怠ることなく、常に細心の注意力をもって接し、運転免許技能の合否を判断するなど、専門的な知識、技術を必要とする業務であり、危険性及び精神的負担の高い業務であることから、技能試験官（公安委員会が指定）として路上試験に従事する職員に支給しているものである。

しかし、八号手当は、試験のあるなしに関わらず月額 7,000 円支給されており、万一の際の補助ブレーキの存在や、車両の安全機能の向上により、業務の危険性や特殊性が減ってきていると思われる。

また、他県では支給していないところもあり、支給していたとしても、日額で、当該業務に従事した日だけを支給対象にしている場合が多い。

#### 意見

よって、八号手当の廃止を含めて、支給方法を日額支給にする等の見直しをされたい。

#### 術科指導作業

術科指導作業は、術科指導員に指名された職員が術科指導業務に従事した場合に 230 円支給されるもので、平成 16 年度の延べ支給日数は 93 日、総支給額 21 千円である。

職員が術科指導をした場合、職務時間内に行うのであるし、本来の業務に関連した講義であることから業務の延長線上にあり、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務」に該当せず、特殊勤務手当の趣旨に合っていない。また、対象となる行為も少なく、手当の重要性が低くなっていると考えられる。

#### 意見

よって、術科指導作業に対する手当を廃止されたい。

## 8 農林漁業普及指導手当

農林漁業普及指導手当は、以下のとおり支給されるものである。

手当の支給対象	手当の支給額
<p>農業改良助長法に規定する専門技術員等である職員に支給する。</p> <p>森林法第 187 条第 1 項に規定する林業改良指導員である職員試験研究機関と密接な連絡を保ち水産業に関する専門の事項について調査研究を行うこと又は水産業を行う者若しくは水産業に従事する者に接して水産業に関する技術研究及び知識を普及指導することを職務とする職員で規則で定めるもの</p>	<p>支給月額 = 給料月額×8/100</p> <p>ただし、管理職手当が支給される職員には支給されない。</p>

農林漁業普及指導手当の支給人数、金額は、延べ 2,557 人、88,461 千円である。

ここで、改良普及員の職務は、行政職と研究職の中間的な性格に教育的要素が加わった業務であり、他の職種と性格を異にした特殊性があることを考慮した措置である。また、職務の複雑・困難・責任の度合、勤務の強度、勤務時間、勤務の環境等において著しい特殊性があるとされている。

こうした改良普及員及び専門技術員の職務については、専門的な技術・知識を用いて直接農林漁業者に対して新技術を地域の条件に応じて普及することや、経営改善などのための指導を行うこと、県内各所において業務を行うこと等、現在においても一定の特殊性を有していることは否めない。

しかしながら、改良普及事業の対象となる県の総農家数は、昭和 30 年の 113 千戸から平成 16 年の 76 千戸に減少していること、生活指導等の必要性が薄れていること、農林漁業普及指導手当の根拠となる農業改良助長法が改正され規制が緩和されていること、また、他の職種と比べて一定の特殊性があるとは言え、研究により獲得した知識を直接県民に接して、粘り強く普及させることは、まさに、本来の公務員があるべき姿であり、手当を支給するほどの特殊性があるとは認めがたい。

### 意見

よって、農林漁業普及指導手当の廃止も含め、そのあり方を抜本的に見直されたい。

## 9 教職調整額

義務教育諸学校等の教育職員については、その職務と勤務体制の特殊性から、労働基準法に定める超過勤務手当や休日給の制度を適用しないこととし、その職務を勤務時間の内外を問わず包括的に評価し、教職調整額を支給している。

教職調整額は、給料月額<sup>1</sup>の4%を支給しており、その支給人数、金額は、9,362人、1,514,937千円（平成16年度）である。

この中には、学校以外の教育庁、総合教育センターなどに勤務する者（指導主事、管理主事）123人、25,767千円を含んでいる。この場合、副主幹には、教職調整額を支給せず、時間外勤務手当を支給しており、一貫性がない。

また、平成17年度より、指導力不足教員で学校に勤務せず、指導力研修を受講している1人にも支給されている。

給料調整額の本来の趣旨は、児童・生徒と直接にかかわり、その職務に教員としての特殊性が認められ、かつ、超過勤務が想定されるものと考えられる。このことから、学校以外に勤務するもの及び指導力不足教員に認定されて学校に勤務しない教員にまで、その職務を包括的に評価し教職調整額を他の教員と同率に支給することは、適当ではない。

### 監査結果

学校以外に勤務するもののうち、少なくとも指導力不足教員に認定されて学校に勤務しない教員の教職調整額の支給を取りやめられたい。

### 意見

学校以外に勤務するもののうち、管理主事の教職調整額の支給を取りやめられたい。

また、教員の給料月額は、一般行政職に比較して初任給で約11%高く設定されており、それに加えて教職調整額が4%上乘せされることから、給料月額とあわせて、水準を見直す必要がある。

## 10 定時制通信教育手当

定時制通信教育手当は、定時制課程を置く県立高等学校又は通信教育を行う県立高等学校の、本務の校長及び教員に対して給料月額及び教職調整額の合計の10%（管理職手当を受ける者(校長及び教頭)は8%）を支給する手当である。

教員は、一般行政職に比較して基本給が相当程度高く、さらに教職調整額4%を支給している上に、その合計額の10%の定時制通信教育手当を支給するものである。

平成16年度の定時制通信教育手当の実績は、支給人員が152人、支給総額が63,404千円である。

定時制通信教育手当は、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（以下、「定通振興法」という。）に基づいて昭和35年に創設された手当であり、定時制教育又は通信教育に従事する校長及び教員の複雑困難性に着目したもので、この分野への優秀な人材を誘致し確保する性格を有している。

しかし、本手当の創設から40年以上を経て、生徒数の減少及び勤労青少年に対する教育機会の確保という本来的役割の変化など、定時制及び通信制教育を取り巻く環境は大きく変化している。

高度成長の頃と比較すれば、家計全体の所得向上と少子化の進展により、児童一人あたりにかける教育費は増大しており、勤労学生数は減少し、また産業界が勤労学生を労働力として必要とする度合いは薄れてきている。また、定時制課程又は通信教育の教員の勤務時間は、夜間にずれこむことが多くはなるが、全日制課程の教員の週40時間と時間数としては変わらないことや、教員免許を取得しても教職に就けない有資格者が多いという実態からも、特に定時制課程又は通信教育の教員にのみ、手当を厚くして、優秀な人材の確保に努めねばならない必要性は薄れてきている。

改正された定通振興法によれば、定時制通信教育手当の支給対象はこれまでと同様であるが、手当の内容は条例で定めることとなった。これを踏まえて、岩手県では10%を8%に変更している他、和歌山県では平成18年までに段階的に5%まで引き下げることであり、全国では10県が制度の廃止を検討中である。

これらのことから、定時制及び通信教育の教員だけを一律に給料月額の10%という水準で優遇し続ける必要性は薄れている。

## 意見

よって、定時制通信教育手当について、現状にあっていないことから、支給水準の大幅な見直しをされたい。

## 1.1 産業教育手当

産業教育手当は、産業教育の特殊性に鑑み、農業、水産又は工業に関する課程を置く県立高等学校の教員で、当該課程において実習を伴うこれらに関する科目を主として担当するものに対して、給料月額及び教職調整額の合計の10%（定時制通信教育手当を受ける者は6%）を支給する手当である。

教員は、一般行政職に比較して基本給が相当程度高く、さらに教職調整額4%を支給している上に、その合計額の10%の産業教育手当を支給するものである。

平成16年度の産業教育手当の支給実績は、支給人員が420人、支給総額が183,468千円である。

産業教育手当は、産業教育振興法及び農業、水産、工業又は商船（秋田県は、該当なし。）に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律（以下、「産業教育手当法」という。）に基づき、昭和32年に創設された手当である。手当創設から、既に45年を経過しており、情報処理分野の発展をはじめとして産業教育へのニーズが多様化するなど、産業教育を取り巻く環境は大きく変化している。

平成16年度、秋田県内では、工業高校11校、農業高校6校、水産高校1校に産業教育手当の支給対象となる科目を担当する教員が在籍しているが、それぞれの教科ごとの支給対象職員数と、対象課程の在籍生徒数の過去4年間の推移は、以下の（表3）のとおりである。

（表3）産業教育手当の対象となる教科毎の生徒数及び職員数（単位：人）

教科名	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数
工業	5,145	312	4,854	300	4,568	284	4,308	273
農業	2,181	125	2,038	118	2,038	110	2,005	106
水産	279	28	276	26	237	26	223	25
合計	7,605	465	7,168	444	6,843	420	6,536	404

（表3）からもその傾向が明らかなように、近年生徒数及び教員数は減少傾向にある。

少子化に加え、産業が多様化する中で、各種専門学校の充実等、学生が選択できる実務教育の範囲も、従来よりも幅広いものになってきたという背景がある。

一方で、教員免許を取得しても教職に就けない有資格者が多いという実態からも、特に特定の産業教育科目を担当する教員にのみ、手当を厚くして、優秀な人材の確保に努めねばならない必要性は薄れてきていると言える。

改正された産業教育手当法によれば、産業教育手当の支給対象はこれまでと同

様であるが、手当の内容は条例で定めることとなった。これを踏まえて、岩手県では、10%を8%に変更している他、和歌山県では平成18年度までに段階的に5%まで引き下げることにしており、全国では11県が制度の廃止を検討中である。

これらのことから、産業教育手当法に定められている支給対象教科の教員だけを一律に給料月額及び教職調整額に加えて、その合計額の10%という水準で優遇し続ける必要性は薄れている。

#### 意見

よって、産業教育手当について、支給の必要性が薄れてきていることから、支給対象教科と支給水準の大幅な見直しをされたい。



## 1 2 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当は、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対して、月額 5,000 円から 20,200 円の範囲で職務の級・号給別に規則別表に定める額を支給する手当である。

義務教育等教員特別手当の支給人数、金額は、9,300 人、1,614,719 千円である。

この手当は、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(昭和 49 年法律第 2 号)(以下、「人材確保法」という。)の規定に基づく、教員給与の第二次改善措置の一環として、昭和 50 年に創設された手当である。

創設の理由は、義務教育諸学校の教育職員に優秀な人材を確保するために、人材確保法に基づき教育職員の給与の水準を特別に引き上げることとするものの、俸給表の改善により措置するには他との均衡上おのずからの限度があり、その限度を超える部分についてこの特別手当により措置することとするのが適当であるとされている。

昭和 40 年代後半からの高度経済成長期に、民間企業が競って人材確保に奔走するなどの状況下に制定された人材確保法に基づいた手当であり、給料表と合わせて教員給与の優遇措置を担保したものであるが、手当創設時とは情勢が大きく変化している。

秋田県の教員採用試験の最近の応募状況は、(表 4)最近の教諭等採用候補者選考試験の実質倍率のとおり、平成 10 年度以降、実質倍率が 10 倍を超えており、優れた人材を確保できている。手当創設より 30 年を経過しており、教育職員の確保の状況は変化しており、当初の趣旨は達成されているといえる。

(表 4) 最近の教諭等採用候補者選考試験の実質倍率(受験者÷二次合格者数)

年 度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
倍 率	12.3	14.0	13.8	17.1	16.5	16.1	17.3
名簿登載者数	180	161	164	130	138	139	126

### 意 見

義務教育等教員特別手当の趣旨は達成されているため、当該手当の廃止に向けた見直しをされたい。

### 1.3 企業業務手当

企業業務手当は、発電事務所及び工業用水道事務所に勤務する技術吏員並びに機械操作に従事する技能主任及び技能技師の職にある職員で、発電の業務又は工業用水道の業務に直接従事する者に対し支給される手当である。

支給額は、月額 14,300 円で、平成 16 年度支給実績は、支給人員延べ 783 人、支給総額 11,197 千円となっている。

発電所やポンプ室の点検、管理業務の中には、河川での作業や、ダムに降りていくなど、相当の危険を有する業務もあるが、日常業務の多くは制御盤の監視等であり、相当の危険性・困難性を有するものとは必ずしも言えない。また、現場に毎日出ているわけではないことから、手当を月額支給とすることは合理性が薄い。よって、手当の支給業務を、現場での特殊あるいは危険な業務に限定し、その都度、手当を支給するほうが合理的である。

#### 意見

よって、企業業務手当について、相当程度危険な業務に限定して日額で支給するなどされたい。

#### 1 4 諸手当の改定について

諸手当は、人事委員会が行う給与勧告、国や地方公共団体との均衡を考慮して、議会の審議を経て条例で定められる。

なお、人事委員会の給与に関する勧告は、おおむね人事院勧告に準拠しているが、平成 16 年度の寒冷地手当の改定に際しては、以下の理由により、人事院勧告と異なり、県内全域を対象とするよう勧告している。

人事院が支給対象から除外すべきとした男鹿市、本荘市を含む 8 市町については、確かに他の市町村と比較して温暖な気象条件下にはあるものの、暖房費の負担については、他の市町村と特に大きな相違が見られないというのが素直な生活実感であり、また、暖房費の支出額及び家計に及ぼす負担の程度から判断することが、より寒冷地手当の本旨に適合するものであることから、他の地域と同等の取扱いをすることが適切と判断されること。

また、十分に納得できる合理的な理由が明らかでないまま、一部の職員に対して寒冷地手当を支給しないとすることは、職員間に不公平感を生じさせる要因ともなりかねないこと。

#### 意 見

諸手当の改定に際して、以下の点に留意されたい。

給与勧告を行うにあたっての民間給与実態調査に関しては、事業所規模 50 人以上の 95 事業所について、家族手当、住宅手当、役付手当等について調査しているが、たとえば、民間と公務で類似の業務があるものに係る特殊勤務手当の支給の有無についても調査されたい。

諸手当の公民比較に関しては、比較の形式で公表されていないので、比較の形式で公表されたい。

民間給与水準との整合性の確保に関して、民間給与実態調査結果に基づき改定された国の給料表を採用することで充足されているとしているが、国にない手当もあり、これだけで充足しているとはいえない。

総務省から、諸手当の見直しを要請されているところでもあり、世論や、先進的な他の地方公共団体の動向を踏まえるとともに、地域の水準を考慮して、手当の改定を行われたい。